議会基本条例策定特別委員会（第１４回・第１５回検討事項）会派検討内容

資料２

検討事項	第１４回検討事項				第１５回検討事項	
	議会活動に関する説明		災害時における議員の活動		会派について	
「考え方」 前回提示内容	議員は、自らの議会活動について、市民への説明責任を果たすものとする。		（当初案） ①議員は、災害等が発生することが予想される場合は、地域での防災活動に努めるものとする。 ②議員は、災害等が発生した場合は、地域での減災活動に努めるものとする。 ③議員は、災害等に関して得られた情報に基づき、市民への情報提供を積極的かつ適切に行うものとする。 （修正案） 議員は、議会の災害対応の方針に基づき、必要な役割を果たすものとする。		①議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 ②会派は、主として政策等に関して同一の理念を共有する議員で構成するものとする。 ③会派は、その活動において、政策立案及び政策提言を行うための調査研究を積極的に行うよう努めるものとする。 ④会派は、議会運営、政策立案及び政策提言に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。 ⑤会派は、その活動について、市民に対して説明するよう努めるものとする。	
区分	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等
真政会	○	（前回の意見） ・考え方として、「議員は、自らの議会活動について、積極的に情報提供を行うものとする。」としたい。 （今回の意見）	○	（前回の意見） ・修正案で了解。 （今回の意見）	○	（前回の意見） － （今回の意見）
みらい福島	○	（前回の意見） － （今回の意見）	○	（前回の意見） ・修正案で了解。 （今回の意見）	○	（前回の意見） － （今回の意見）
市民２１	○	（前回の意見） － （今回の意見）	○	（前回の意見） ・修正案で了解 ・政治倫理の項目と同様に「議会の災害対応方針は別途定めるもととする」の追記を提案 （今回の意見）	○	（前回の意見） ・考え方の文言より会派の前提が複数名と読み取れることを確認したうえで原案に賛成。 ・「福島市議会会派及び各代表者会に関する要綱」について当該項目の見直しが必要 （今回の意見）
公明党	○	（前回の意見） － （今回の意見）	○	（前回の意見） ・別途指針等明文化するのであれば修正案で可 （今回の意見）	○	（前回の意見） － （今回の意見）
日本共産党	○	（前回の意見） － （今回の意見）	○	（前回の意見） ・修正案で了解 ・詳細については「行動マニュアル」等で定める （今回の意見）	○	（前回の意見） ・⑥項として下記文言を加える 「前項の規定は、会派に所属しない議員の活動を制限するものとして解釈してはならず、かつ、議会は、会派に所属しない議員の意見が議会運営に反映されるよう配慮しなければならない。」（帯広市議会基本条例参照） （今回の意見）
社民党・護憲連合	○	（前回の意見） － （今回の意見）	○	（前回の意見） ・災害時における議会の活動においては、議会及び議長は、①危機管理体制の整備に努める。②対応策を協議又は調整するための会議等を開催する。③市長等に対する情報提供及び提言等を行うとともに関係機関等に対する要請を行う。④市民への情報提供を積極的かつ適切に行う。と具体的に示されていることを勘案すれば原案のままが妥当 （今回の意見）	○	（前回の意見） － （今回の意見）

※注）【条例案掲載】欄　○：盛込むべき、×：盛込まない